

パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和6年8月28日作成

NO	質問概要	回答
●支給要件について		
1	支給対象者とは誰のことですか。	さいたま市に住民票があり、次に該当する方が対象となります。 ・パパママ応援ギフト（妊娠分） 妊娠届出をした妊婦で、妊娠届出時にさいたま市の面談を受けている。 ・パパママ応援ギフト（出生分） 出生した児童の養育者で、新生児訪問等で面談を受けている。
2	さいたま市に住んでいますが、住民票が他市町村にある場合は支給対象となりますか。	さいたま市で支給対象となるのは、さいたま市に住民票がある方となります。 ただし、DVを理由に避難している等、やむを得ない理由がある場合は、さいたま市で支給対象となるケースがあります。 ※転入者の方も支給対象になることがあります。⇒No27, 28をご確認ください。
3	さいたま市に住民票はありますが、外国籍の場合は支給対象となりますか。	外国籍の方でも、さいたま市に住民票があり、日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。
4	出産予定日より早く生まれたため、妊娠届出時の面談ができなかった場合は支給されますか。	原則は、妊娠届出時の面談を実施することが支給要件となります。ただし、妊娠37週未満で生まれたことにより面談を実施できなかった場合は、やむを得ない特別な事情と判断し、パパママ応援ギフト（妊娠分）の支給対象となります。
5	さいたま市外から住民票を移さず、DVを理由にさいたま市に避難している場合は支給されますか。	さいたま市外に住民票はあるが、DVを理由にさいたま市に避難している方は、さいたま市が面談を実施した後に、パパママ応援ギフトを支給することが可能です。その場合、現住所地を確認できる画像または書類（賃貸住宅の契約書や光熱水費の請求書等）が必要となります。
●申請について		
6	電子申請の案内はどこでもらえますか。	パパママ応援ギフト（妊娠分）：妊娠届出時に面談を行い、電子申請の案内を配付 パパママ応援ギフト（出生分）：出生届出後の新生児訪問等の面談時に電子申請の案内を配付
7	さいたま市に転入してきた場合、申請はどのように行えばよいですか。	パパママ応援ギフト（妊娠分） 転入後、各区保健センターにて面談を行い、電子申請の案内を配付します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 パパママ応援ギフト（出生分） ・出産前に転入した場合 出生届出後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問の面談時に電子申請の案内を配布します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 ・出産後に転入した場合 転入後、転入者の方へご案内を郵送しますので、案内にしたがってご申請ください。 なお、転入前の市区町村で出産・子育て応援給付金を現金やクーポン等で支給されている場合は、さいたま市では支給できません。
8	申請方法を教えてください。	原則、電子申請となっております。ただし、電子申請ができない方には郵送で紙の申請書を送付しています。
9	支給方法を教えてください。	現金かデジタル地域通貨（令和6年10月から選択可能）です。デジタル地域通貨を選択した場合は、50,000円相当の出産・子育て応援ポイント+3,500円相当のたまボンが付与されます。
10	妊娠分と出生分でそれぞれ別の申請者が申請することはできますか。	パパママ応援ギフト（妊娠分）とパパママ応援ギフト（出生分）でそれぞれ別の申請者が申請できます。 例) パパママ応援ギフト（妊娠分）：出生した児童の母親 パパママ応援ギフト（出生分）：出生した児童の父親 が申請者
11	受取人を支給対象者本人以外に変更することはできますか。	原則、支給対象者本人への支給となります。 ただし、代理人を指定し、申請することで、代理人にギフトを支給することは可能です。 （例）申請者：代理人 受取人：代理人 ⇒ 申請不可 （例）申請者：妊婦 受取人：代理人 ⇒ 申請可 なお、代理人への支給については、支給対象者と同一世帯員か、支給対象者の法定代理人、支給対象者本人の身の回りの世話をしているなどの正当な理由があると認められる方のみとなります。
12	多胎児の場合、申請はまとめて行うことができますか。	児童1人ずつに電子申請番号が付与されるため、別々に行ってください。

NO	質問概要	回答
13	支給の決定はどのように通知されますか。	電子申請の場合：申請時に入力していただいたメールアドレスに連絡いたします。その際、申請完了時に送付されるメールに記載された整理番号とパスワードが必要となります。 申請書の場合：紙の支給決定通知書を送付します。
●デジタル地域通貨について		
14	「デジタル地域通貨」とは何か。	「デジタル地域通貨」とは、市内の加盟店で使えるキャッシュレス決済サービスで、スマートフォンアプリ「さいたま市みんなのアプリ」で利用可能です。パパママ応援ギフトの支給に際してもらえるデジタル地域通貨は「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」です。
15	パパママ応援ギフトの支給に際してもらえる「出産・子育て応援ポイント」とは何か。	出産・子育て応援ポイントをデジタル地域通貨として付与したものです。1ポイント＝1円で利用することが可能です。
16	パパママ応援ギフトの支給に際してもらえる「たまポン」とは何か。	出産・子育て応援ポイントを付与した際に上乗せされるポイントです。1ポイント＝1円で利用することが可能です。
17	デジタル地域通貨を選択した場合はいくらもらえますか？	53,500円相当（出産・子育て応援ポイント50,000円相当とたまポン3,500円相当）を支給します。
18	デジタル地域通貨が使えるお店はどこですか。	「さいたま市みんなのアプリ」内の「加盟店一覧」より確認をお願いします（HP等に掲載はしていません）。 「さいたま市みんなのアプリ」の操作方法につきましては、さいたま市みんなのアプリコールセンター（TEL：0570-037-279 FAX：048-717-8400）にお問い合わせください。
19	「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」の有効期限はありますか。	・出産・子育て応援ポイント：付与された日から1年後となります。 ・たまポン：最終付与日または最終利用日から180日後となります。
20	既に申請済の場合、支給方法について、デジタル地域通貨は選択できますか。	申請済の場合は、現金での口座振込のみとなり、変更はできません（令和6年8月29日から令和6年9月30日までに申請予定の方はNo21をご確認ください）。
21	令和6年9月以前にお渡ししている電子申請のご案内や申請書を用いて、「デジタル地域通貨」での受け取りを希望する場合の申請方法は、 <u>※現金での受け取りを希望する場合は確認不要です。</u>	<p>【電子申請の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月1日からデジタル地域通貨を選択できるように申請フォームが切り替わります。お手元の電子申請のご案内に記載の二次元コードより10月以降に申請してください。 <p>【申請書の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月までに申請書を受け取っている方は、申請時に母子保健課（TEL:048-829-1581 FAX:048-829-1960 Mail:ouen-gift@city.saitama.lg.jp）までご連絡ください。令和6年10月1日以降に新様式の申請書を送付します。お手数ですが再度新様式の申請書の提出をお願いいたします。 令和6年9月に申請書を受け取っている方は、確認書を同封しておりますので、確認書に必要事項を記載のうえ、同封の返信用封筒にて送付してください。令和6年10月1日以降に新様式の申請書を送付します。お手数ですが再度、新様式の申請書での提出をお願いいたします。
22	パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）をデジタル地域通貨で受け取る場合の注意事項について教えてください。	<ol style="list-style-type: none"> 申請前にスマートフォンで「さいたま市みんなのアプリ」のダウンロードが必要です。 アプリ内で発行される「行政給付受取番号」が申請時に必要です。行政給付受取番号の発行にはマイナンバーカードでの認証が必要です。取得方法につきましては、令和6年9月中旬頃に追ってお知らせします。 パパママ応援ギフトの付与は、以下のキャンペーンには該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度中はいつでもチャージ金額の3%の「たまポン」が付与 初回1万円以上のチャージで2,000円分の「たまポン」（総額4億円・先着順）が付与

NO	質問概要	回答
23	申請後、支給方法について、現金をデジタル地域通貨へ、または、デジタル地域通貨を現金へ変更することは可能ですか？	既に支給方法を選択して申請が完了した後に、支給方法を変更することはできません。
24	支給後、受給した現金をデジタル地域通貨に、または、デジタル地域通貨を現金に換金することは可能ですか？	現金を「さいたま市みんなのアプリ」でチャージするとデジタル地域通貨として使用できます。デジタル地域通貨を現金に換金することはできません。
25	電子申請に必要なものはどのようなものですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時及び新生児訪問等の面談時にお渡ししている「電子申請のご案内」に記載の専用二次元コード ・申請者本人の本人確認書類の画像（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等いずれか1点） ・電子申請番号（「電子申請のご案内」の「電子申請番号」に記載された番号です） <p>【現金での受け取りを希望する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人または代理人の振込口座情報が確認できる画像（通帳、キャッシュカード、金融機関のアプリ画面等） <p>【デジタル地域通貨での受け取りを希望する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政給付受取番号（「さいたま市みんなのアプリ」内で、マイナンバーカード認証後に取得可） <p>※「行政給付受取番号」の取得方法につきましては、令和6年9月中旬頃にこちらのホームページ上で追ってお知らせします。</p> <p>※現金受取口座が旧姓名義の場合は、新旧の氏名が記載されている本人確認画像が必要です。 ※上記のほか、電子申請をするためには連絡用メールアドレスの登録が必要です。</p>
26	パパママ応援ギフトに関連しないデジタル地域通貨についての質問はどこに連絡したらよいか（例：パパママ応援ギフトをデジタル地域通貨で受け取りたいが、さいたま市みんなのアプリの操作方法がわからない）。	さいたま市みんなのアプリコールセンター（TEL：0570-037-279 FAX：048-717-8400）にお問い合わせください。
●転入・転出・里帰り出産をした方		
27	さいたま市外からさいたま市に転入した場合は、転入前とさいたま市のどちらの市町村から支給されますか。	<p>面談実施が起点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入前の市区町村で面談する前に転入した方 さいたま市において面談を実施後に、申請していただくことで、さいたま市から支給します。 ・転入前の市区町村で面談した後に転入した方 <p>希望により、転入前市区町村がさいたま市のどちらかに申請することができます。 なお、さいたま市での受け取りを希望する場合は、さいたま市で再度面談を受けていただく必要があります。</p>
28	さいたま市外へ転出した場合は、さいたま市と転出先のどちらの市町村から支給されますか。	<p>面談実施が起点となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市での面談前に転出した方 転出先市区町村において面談を実施した後に、転出先市区町村から支給することとなります。 ・さいたま市での面談後に転出した方 <p>希望により、さいたま市か転出先市区町村のどちらかに申請することができます。 なお、転出先市区町村での受け取りを希望する場合は、転出先市区町村で再度面談を受けていただく必要があります。</p>
29	さいたま市に住民登録があり、さいたま市外で里帰り出産をした場合は、さいたま市と里帰り先のどちらの市町村から支給されますか。	さいたま市からの支給となりますが、申請には、出生届出後の産婦・新生児訪問又はハローエンゼル訪問を受ける必要があります。そのため、里帰り先からさいたま市に戻ってきた後、再度面談を実施し、その後申請していただく必要があります。

パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）Q & A

令和6年8月28日作成

NO	質問概要	回答
30	里帰り先で面談を受けたが、しばらくさいたま市に戻る予定がなく、さいたま市での面談が申請期限内に行えない場合の申請方法について教えてほしい。	里帰り先で面談（新生児訪問等）を受けた場合は、面談実施の支給要件を満たすため、さいたま市での面談前に申請することが可能です。そのため、申請の案内を里帰り先に送付することを希望される場合は、さいたま市（母子保健課 よりそい支援係）にお問い合わせください。
31	海外で妊娠し、帰国した場合は支給されますか。	海外で妊娠し、帰国した場合は、出産前に日本国内で妊娠届出をし、面談を実施した後に申請していただくことで、パパママ応援ギフト（妊娠分）を支給します。 ※出産前に日本国内で妊娠届出をしておらず、面談を受けていない方は対象外となります。
32	海外で出産し、帰国した場合は支給されますか。	海外で出産し、帰国した場合は、さいたま市での面談を実施した後に申請していただくことで、パパママ応援ギフト（出生分）を支給します。 ※この場合の申請期限は、帰国してから3か月以内です。この場合であっても、出生した児童が1歳に達する日以後の最初の3月31日（ただし、令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）の前日を超えての申請はできません。 パパママ応援ギフト（妊娠分）については、妊娠期間中に海外に居住していた方であっても、出産前に日本国内で妊娠届出をし、さいたま市で面談を実施した後に申請していただくことで支給します。
●その他		
33	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
34	課税対象となりますか。	非課税となります。